

委員会発議案第4号

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年9月30日

鈴鹿市議会議長
野間 芳実 様

提出者
総務委員会
委員長 池上 茂樹

(提案理由)

国に対し、自動車関係諸税などの見直しを要請するため。

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

昨年末の税制改正大綱においては、ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率の廃止や環境性能割の廃止など、長年続いてきた自動車関係諸税の見直しが大きく進展した。一方で、自動車重量税の当分の間税率は依然として維持されており、さらに電動車への重量課税など新たな負担のあり方についても今後の税制改正において結論を得るとされるなど、自動車税制の抜本的な見直しはなお途上にある状況である。

このような中、現行税制の負担軽減（減税）および簡素化を強く要望するとともに、自動車ユーザーに対して新たな負担を求める税負担の付け替えや、新たな課税などの増税論議については慎重であるべきであり、反対の意思を明確に示していくことが不可欠であると考え。併せて、自動車関係諸税の地方税部分を見直す際には、国税からの譲与措置を前提とするなど、地方税収に影響を与えない形でのユーザー負担軽減策を講じることが不可欠と考える。

以上の理由から、地方財源に影響を与えないよう国税からの譲与を前提とした自動車関係諸税の見直しについて、下記の内容を強く要望する。

記

1 車体課税の見直しによる簡素化と負担軽減について

以下の措置を講じることにより、過重かつ複雑な車体課税の是正を図ること。

（１）自動車重量税にかかる「当分の間税率」の廃止

2 燃料課税の見直しによる早期簡素化と負担軽減について

燃料課税の二重課税構造および不合理な課税体系を是正するため、以下の措置を講じること。

（１）複雑な燃料課税の早期簡素化

（２）タックス・オン・タックスの解消（消費税の二重課税の是正）

3 受益者負担の在り方

（１）車体課税および燃料課税のいずれにおいても、過重かつ不合理な課税は廃止し、税の付け替え等によって負担を転嫁しないこと

4 自動車関係諸税の見直し

（１）自動車関係諸税の国税部分について、地方財政に配慮した負担軽減策を講じ、地方税収に影響を与えないようにすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

鈴鹿市議会議長 野間 芳実